

# 通勤手当等の確認を お願いします

非課税枠で  
おトクになるね！



給与の支給をする際に、以下の事項について、条件を満たさなければ所得税を課税する必要があります。  
御社の給与についてご確認をお願いします。

## 1. 通勤手当の支給

以下の表の通り限度額が定められています。

通勤手当のうち非課税となる1か月当たりの限度額の表	
交通機関、または片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
電車・バス等	150,000円
2km未満	0円
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

## 2. 食事の支給

昼食等の食事は本人が食事の価格の半分以上を負担している場合で、会社の負担額が月額3,500円(税抜)以下である場合は課税されません。  
残業時に会社が負担する食事代は課税されません。

## 3. 社宅等の貸与

従業員から受け取っている家賃が、会社が支払う家賃の50%以上であれば課税されません。

## 4. 社員旅行費用等のレクリエーション費用の負担

社会通念上一般的な費用は課税されません。  
ただし、役員だけを対象とした費用は課税の対象となります。  
旅行については、4泊5日以内であるなど、一定の条件を満たせば課税の対象となりません。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1  
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118